

◎新潟県告示第328号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成25年3月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地域区域	埋立地の区分
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地4の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地9の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地10の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地11	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地28の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地29の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地32	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地33	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地35の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地37の一部	
柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番地38の一部	